

○加古川市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例運用基準

平成31年3月20日  
議長決定

第1条 加古川市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成31年条例第1号）第5条第4号に規定するその他加古川市議会議長が認める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

（1）次のアからオまでに掲げる会議等への出席又はそれにかかる通勤による災害

ア 加古川市議会会派代表者会規程（昭和44年議会規程第2号）に規定する会派代表者会

イ 加古川市議会議員協議会規程（昭和44年議会規程第3号）に規定する議員協議会

ウ 議会改革に関する検討会設置要綱（平成30年議会運営委員会決定第1号）に規定する議会改革に関する検討会

エ 常任委員会正副委員長事前打合せ

オ 理事者からの要請による、議長、副議長又は議員への説明会等

（2）正副議長の職務遂行のための登庁又はそれにかかる通勤による災害

附 則

この運用基準は、平成31年4月1日から施行する。